平成２２年（フ）第７７８６号
大阪府八尾市萱振町２丁目53番地
債務者　梶井健太郎
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１３４号
大阪市淀川区十三元今里１丁目７番22―405号
債務者　石嶋　俊幸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１３５号
大阪市淀川区十三元今里１丁目７番22―405号
債務者　石嶋　美恵
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６４号
大阪市浪速区浪速西４丁目１番40―501号
債務者　谷口富士子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９９号
大阪市住吉区南住吉３丁目14番21号　一栄ハイツ301号、事業所所在地大阪市住吉区苅田６―16―16
債務者　フェアリエル　スフィアこと　庄司　希
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２０号
大阪府枚方市招提大谷３丁目30番37号
債務者　西子　勇二
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５６号
大阪市鶴見区放出東３丁目２番１―1102号
債務者　前谷　敏也
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８９８号
大阪市西区川口２丁目３番26―301号
債務者　髙原　廣子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１０５号
大阪府門真市新橋町14番２―201号
債務者　東江　洋一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１３号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目２番15号
債務者　吉田　昌宏
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４０号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ24―408号
債務者　萩原　千智
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４７号
大阪市都島区都島中通３丁目５番17号　メゾンみかさ303号
債務者　稗田　祥伸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１６８号
大阪府枚方市南中振２丁目35番５号
債務者　中川　　登
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１７６号
大阪市住之江区新北島２丁目２番29―501号
債務者　前野　恵理
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２１号
大阪市平野区平野北１丁目４番29―503号
債務者　祝　　隆子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６５号
大阪市東淀川区北江口４丁目20番19―302号
債務者　中村　正博
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３１５号
大阪府茨木市星見町16番15号
債務者　日置　江美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３２６号
大阪府吹田市津雲台６丁目19番１―403号
債務者　光永　　等
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部